肝臓機能障害の認定基準に関する検討会(第3回)	
平成 27 年 8 月 7 日	参考資料

肝臓機能障害の認定基準に関する検討会　開催要綱

１．　趣旨

身体障害認定における肝臓機能障害の認定基準について、有識者、関係者の参集を得て検討を行う。

２．　構成等

（１）本検討会は、社会・援護局障害保健福祉部長による検討会とし、社会・援護局障害保健福祉部長が開催する。

（２）構成員は、別紙のとおりとする。

（３）本検討会に、座長及び座長代理を置く。

（４）座長は、構成員の互選により選出し、座長代理は、構成員の中から座長が指名する。

（５）その他、本検討会の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

３．招集等

（１）本検討会は、座長が必要に応じて招集するものとする。

（２）本検討会は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招へいすることが出来る。

４．事務局

本検討会の庶務は、社会・援護局障害保健福祉部企画課が行う。

５．その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長と相談の上、社会・援護局障害保健福祉部長が別に定める。

（別紙）

肝臓機能障害の認定基準に関する検討会　構成員名簿

坂 井 田　　功	山口大学大学院医学系研究科教授
髙 見　　裕 子	国立病院機構九州医療センター消化器センター（肝胆膵外科）科長
田 中　　純 子	広島大学大学院医歯薬保健学研究院教授
中 村　　耕 三	国立障害者リハビリテーションセンター総長
持　田　　　智	埼玉医科大学　消化器内科・肝臓内科教授
八　橋　　　弘	国立病院機構長崎医療センター　臨床研究センター長

（５０音順、敬称略）